

法務省におけるデジタル人材確保・育成計画概要

令和3年9月1日決定
令和6年9月30日最終改定

法務省の施策は、所有者不明土地問題の解消や、観光立国実現に向けた出入国手続の迅速化・円滑化、世界一安全な日本創造のための再犯防止対策の強化、刑事手続のデジタル化など、国民生活に密接に関連する広範な分野に及んでいる。これらの重要な施策の遂行の土台となる情報システムの適切な開発・運用、サイバーセキュリティ対策の総合的な強化に向けた取組が求められている。本計画は、上記課題や法務行政の迅速なデジタル化等に必要な体制を整備するとともに、IT・セキュリティに関する一定の専門性を有し、DXや業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を確保・育成することを目的として策定するものである。

体制の整備と人材の拡充

● 機構・定員要求

⇒ 以下の組織に関する機構・定員要求を継続して行う。

- ・ IT・セキュリティに係る統括部局
- ・ 社会的な影響の大きい情報システムを所管する部局
- ・ 行政課題の解決に向け、デジタル技術の活用が見込まれる部局

● 人材の拡充についての方針

⇒ 各組織がそれぞれ高度の専門性・特殊性等を有しており、組織ごとに採用・人事管理を行うが、有為な人材の確保及び計画的な育成をしていく。

有為な人材の確保

● 新規採用者の確保

⇒ 各組織の必要性に応じて、国家公務員採用試験総合職デジタル区分などからの採用

● 法務省内における人材の確保

⇒ 「政府デジタル人材」の候補となり得る職員の選考

● 法務省外からの専門人材の確保

⇒ デジタル統括アドバイザーとして採用

人事ルート

政府デジタル人材は、IT・セキュリティに関する一定の専門性のみならず、法務行政に関する十分な知識・経験を有する必要があるため、その育成に当たっては、IT・セキュリティに係る部署における業務経験（キャリアパス）及び法務行政を担う各組織・部署における業務の双方を経験させる。

法務省におけるデジタル人材育成支援プログラム

● 研修等

⇒ デジタル庁主催の情報システム統一研修やNISC主催のインシデントハンドリング研修等の積極的な受講

● 資格試験等の合格又は修了に向けた取組

⇒ 以下の合格・修了に向けて、対策講座等の積極的な受講を推奨

- ・ 係長級：応用情報技術者試験（ITSSレベル3）
- ・ 課長補佐級、課室長級：高度試験、情報処理安全確保支援士試験等（ITSSレベル4）
- ・ CSIRT構成員等：実践的サイバー防御演習（CYDER）B-2コース

● 出向

⇒ デジタル庁、NISCへ毎年合計約30名を出向

● スキル認定

⇒ 係長級、課長補佐級及び課室長級の要件充足者に対する積極的なスキル認定により、政府デジタル人材を確保

幹部職員を含む一般行政職員の情報リテラシー向上

幹部職員を含む一般行政職員のIT・セキュリティに関するリテラシー向上のために、PDCAサイクルにのっとったIT・セキュリティ教育の評価、内容及び実施方法の見直し、並びに改善を行うなどして、有効なIT・セキュリティ教育を実施する。

例）最高情報セキュリティアドバイザーによる幹部職員向け研修、情報セキュリティ教育、職員向けの各種研修など